

建築物石綿含有建材調査者講習登録制度の一部改正について

○一戸建て住宅又は共同住宅の住戸の内部（※1）（以下「一戸建て住宅等」という。）の調査を行う者に必要な知識に係る講習（一戸建て等石綿含有建材調査者に係る講習）を新設し、講習の方法等、受講資格、修了者の位置づけ等を定める。

（※1）一戸建て住宅及び共同住宅（長屋を含む。）の住戸の専有部分を指す。共同住宅の住戸の内部以外の部分（ベランダ、廊下等の共用部分）や、店舗併用住宅は、含まれない。

講習の登録制度



赤字が改正部分

講習の種類	特定建築物石綿含有建材調査者に係る講習	一般建築物石綿含有建材調査者（改正前の建築物石綿含有建材調査者）に係る講習	一戸建て等石綿含有建材調査者に係る講習
講習の方法等	講義（11時間）、実地研修、筆記試験及び口述試験	講義（11時間）及び筆記試験	講義（7時間）及び筆記試験
受講資格	建築に関し一定の知識及び実務経験を有する者等 右記の者のうち、建築物石綿含有建材調査に関し一定の実務経験を有する者	建築に関し一定の知識及び実務経験を有する者等 石綿作業主任者技能講習の修了者	建築に関し一定の知識及び実務経験を有する者等 石綿作業主任者技能講習の修了者
修了者の位置づけ	特定建築物石綿含有建材調査者	一般建築物石綿含有建材調査者（改正前の建築物石綿含有建材調査者）	一戸建て等石綿含有建材調査者
講習における対象とする石綿含有建材	全ての建築物の全ての材料（レベル1、2、3建材を含む） ：建築物の通常の使用状態における前調査を想定	全ての建築物の通常の使用状態における調査及び法令（※3）に基づく解体等工事の事前調査を想定	一戸建て住宅等に係る全ての材料（レベル1、2、3建材を含む） ：建築物の通常の使用状態における調査及び法令（※3）に基づく解体等工事の事前調査を想定

（※2）登録手続は、講習事務を行う主たる事務所がある都道府県の労働局で実施。
（※3）大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）及び石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）